

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853

水戸市平須町1-93

tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317

e-mail iba-kou@mito.ne.jp

臨時教職員の社会保険継続問題改善

地公労交渉妥結(1/19)

昨年11月17日の第3回地公労交渉では、安倍内閣が臨時国会を開かないことを理由に、地公労交渉の妥結が先送りされました。

県当局は1月4日に通常国会が開会されたことを受け、1月19日に地公労交渉を再開し、交渉の結果19日20時38分に妥結しました。

妥結内容は以下の通りです。

人事委員会勧の完全実施

- ①給与月額を平均1518円(0.4%)4月に遡って引き上げる。
- ②地域手当を4月に遡って、4%から4.2%に引き上げる。
- ③ボーナスの支給月数を4.1月から4.2月に引き上げる。

*地域手当とボーナスの引き上げ

によって、昨年に引き続き、今年度も差額支給が実現しました。

2016年度の地域手当引き上げ

2016年4月からの地域手当は5%になります。当初4.6%にするという話が出ていましたが、交渉の結果5%に引き上げられました。

初任給の引き上げ

茨城県の県職員の初任給は北関東の中でも低く、2014年度の人事委員会勧告では初任給の引き上げが勧告されました。昨年の交渉では、引き上げが決定して、2015年4月から2号引き上げられました。しかし、本来ならば4号引き上げられるべきもので、地公労では初

任給の引き上げを再度要求しました。

妥結交渉では、現在行われている任命権者ごとの人事評価の協議の場での昇級のあり方に関する協議を踏まえ、今年度中に地公労交渉で決定することを確認しました。

人事評価の本格実施も任命権者ごとの協議を踏まえて、地公労交渉で決定します。

不妊治療の新設に向けて

女性職員が不妊治療を受ける場合の長期の休暇制度の新設について、妥結交渉では、地公労と十分な協議を行っていくと県当局は回答しました。



社会保険継続問題の経過

茨城県の臨時教職員は3月27日に任用が切れて、4月1日までの空白の4日間、社会保険から国民保険に切りかえなければなりませんでした。

この社会保険の切り替えは全国的な問題で2013年の国会で取り上げられ、一定の改善の方向が出されました。茨城では、茨高教組臨時教職員部の県教委交渉の結果、2014年3月からは新年度も同じ学校に勤務する場合、社会保険の継続が決定しました。

ところが、勤務校が変わると継続せずにこれまで通り国民保険に切りかえなければなりませんでした。その改善を求めた2014年度の県教委交渉で、「2016年3月からは勤務校が変わっても、社会保険の継続ができるようにする」との回答を引き出すことができました。

適用事業所の変更

社会保険の継続問題で変更しなければならなかったのは、社会保険に係わる適用事業所名で、臨時教職員の適用事業所は各「勤務校」でした。県教委は今回の改正で、県立学校に勤務する臨時教職員の適用事務所を全て「茨城県教育委員会」に変更します。

新しい保険証との交換は2月

適用事業所名の変更に伴い、今後、高校、特別支援学校の各職場で現在お持ちの保険証と新適用事業所名記載の保険証を交換することが予定されています。

県教委に確認したところ、新しい保険証が職場に届いた後(2月中旬頃)、現在お持ちの保険証の回収と新しい保険証の交付を同時に行うとのことです。この点も組合の要求が実現し、「保険証が手元がない」期間はなくなります。

「教育のつどい」講師の宮下与兵衛先生の紹介

2月6日（土）に開催される茨高教組「2016年教育のつどい」の記念講演の講師を引き受けて頂いた宮下与兵衛先生を紹介します。

当日の記念講演は「18歳選挙権と主権者教育～全ての生徒に主権者教育を～」がテーマです。

プロフィール

宮下与兵衛（みやした・よへい）
首都大学東京・特任教授
元長野県辰野高校教諭

著書「学校を変える生徒たち

～三者協議会の根付く長野県辰野高校～」

編著「地域を変える高校生たち～市民とのフォーラムからボランティア、まちづくりへ」

共著「高校生からの『憲法改正問題』入門」

三者協議会から主権者教育

宮下先生は、長野県の辰野高校で

三者協議会を立ち上げ、生徒参加に基づく学校づくりの実践家として全国的に有名になった高校教師です。

石岡一高の栗又先生と共著の「地域を変える高校生たち」では、高校生と住民によるまちづくりシンポジウムが報告されています。地域問題でのパネルディスカッションでは、当時の辰野高校の生徒会長が「中高生も市町村合併の住民投票に参加してください」と発言して、結果的に辰野町は合併に関する住民投票を中学生以上に2回実施し、町民多数の反対で町は合併ではなく自立の道を選択したということです。

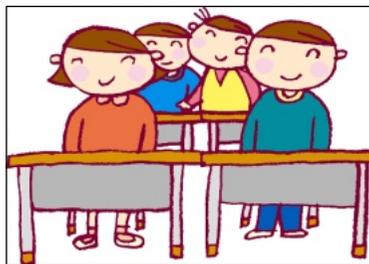
自分の町のことから、中高生の僕たちの意見も聞いて町の将来のことを決めて欲しい。18歳投票権も同じように18歳以上の若者の声を踏まえた国づくりをして欲しいという当たり前の要求を実現する仕組みです。それを保障する主権者教育について、教育のつどいでは議論しましょう。

2016教育のつどいのプログラム

日時	2月6日（土）
場所	ワークヒル土浦
日程	10:00～ 開会
	10:10～ 基調報告
	10:30～12:00
	記念講演
	12:00～13:00
	昼食・休憩
	13:00～14:50
	実践交流
	15:00～17:00
	分科会

15:00からの分科会は、高校と特別支援学校に分かれてそれぞれが持ち寄ったレポートなどをもとに交流しますので、A4用紙1枚のレポートを持って参加してください。

なお、1日日程の教育のつどいですが、夕方から土浦で懇親会も予定しています。希望があれば宿泊も準備しますので、気軽に申し込んでください。



これって変だよ ～非常勤講師の出張問題～

「非常勤講師は出張できない」というようなことが、職場でまことしやかに語られることがあります。例規集ではどうなっているかを再度確認してみました。

県立学校の非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する基準

例規集の「県立学校の非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する基準」の2 費用弁償の(2)は次のようになっています。

「非常勤講師が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として、行政職4級以下の職務にある一般職の職員の旅費と同一の旅費を支給する。」

「基準」では公務のため旅行したときが前提になっているわけですから、当然非常勤講師だから「出張できない」ということにはならないはずです。

高校では、音楽や美術、情報、福祉などの教科で非常勤講師しかいな

いというような学校があります。また、特別支援学校では非常勤講師が他の正規教員と同等の仕事をしている場合があります。

生徒にとっては、学校を離れての活動の場合、常勤か非常勤かではなくあの先生でなければならないという事態になります。当然、非常勤の教員に出張に行ってもらう必要が出てきています。

臨時教職員の増加

こうした問題の背景にあるのは、臨時教職員の増加で、臨時の人に臨時の仕事ではなく、正規教員と同じ仕事をやらしてもらわないと仕事が回らなくなっています。

ところが、出張などの問題になると例規集を読まずに「非常勤だから駄目」と無用な制限を加えてきます。

非常勤に係わらず、臨時職員やる気を失わせるような職場の現状は変えていく必要があります。